

大化の改新

どんな時代でも社会生活は常に動いているので社会組織の複雑化とその進歩と共に、社会制度と政治には改革が行われて来た。

古墳時代から飛鳥時代に至ると日本の人口の増加にともない氏族は広く分散したうえ、多くの帰化人を包容しなければならぬようになったので、同族観念は薄くなり、氏族制度は動搖を始め、その上姓を偽り、高い姓を僭稱するものなども現われ、社会は混乱に陥き、國政を担当する有力氏族は自己の富をはかるため、弱小氏族や、皇室領まで併せ、多くの土地人民を私有して、氏族の権勢を振り、その為に國勢が衰え任那日本政府も放棄しなければならぬような状態であつた。

氏族の中でも蘇我氏と物部氏は最も強大でありしば、抗争が繰返されたが、蘇我氏は姻戚にあたる聖德太子と結び物部氏を亡ぼした。そして除々に朝廷を中心とする統一國家を樹立しようとした。それは隣国新羅と隋との強大國家に成長した事に刺戟されたためでもある。

このように氏族制度を打破する為に、門閥を打破し人材の

登用をはかるうとして冠位十二階の制を定めたり十七条憲法を定め、外交的には大陸文化も輸入する為に留學生高向玄理（たかむこのくるまる）等を遣わし大化改新の前驅を示した。ことに聖德太子は仏教を奨励して人心教化をはかる為にいわゆる飛鳥文化を起さしむる結果になつた。

このような結果が太子の仏教政策によつて、それまでの氏族主義を脱皮して統一的国家主義的理想の下に四天王寺、法隆寺、法興寺等を建立し、自ら三経義疏を著わし仏法興隆に努力した。その結果全国に寺院四十六ができたと同時に大陸から寺工、仏工、金工、瓦工等が来朝されたといわれている。

これ等の諸寺院は何れも學問寺としてのものであつた。このような影響の下に造立されたのが下毛郡相原の廢寺、宇佐郡駅館村の虚空蔵寺であつた。これ等の寺院は前号賀川助教授が書いてるように法隆寺法式の寺院であつたといわれている。然るときは帰化人の多かつた宇佐地方に於いてはとくに聖德太子の理想が必要であつたという事になる。然かも虚空蔵寺の場合は同村法鏡寺と同一時代に造立されたといわれているが、この事は宇佐八幡宮を成立させる為の帰化人と旧

氏族社会の人々との媒介体としての役割を果さしたものであろう(拙稿『宇佐仏教と虚空蔵寺』宇佐史研究一二五号所収)。

(1) 下毛郡長谷寺の県文化財白鳳仏は相原廃寺の仏像ではなからうか。(山本聡治氏談)

国府の成立

大化の改新前後の二豊は両国を合わせて豊国といわれていたといふ。(豊後風土記)これが豊前豊後に分れたのは文武紀二年に初めて豊後国がみえるのでそれ以前であろう。その以前に於ける二豊の地は彌生式時代以来大小国家が、三世紀頃から統一され、四世紀前半には略大和國家の支配下に入つたと考えられている。それまでの地方的君主は地方官に任命せられ、国造、県主等となつた。

かくて現われたものは豊前では宇佐国造(国造本紀)、豊後では国前国造菟名手(日本書紀)、大分国造(国造本紀)、比多国造(同上)、海部直(景行本紀)等々の如きは何れも大和朝廷の地方官となつて行つたものであらう。豊国造と豊臣の直とが問題になるが何れも宇佐(下毛、宇佐)、国東(東、西国東)、大分(速見、大分)、日田(玖珠、日田)、海部(南、北海部)といい、それを中心とする古墳群をみて、文献の裏付けが感じられる。たゞ大野、直入に国造がみられないが、直入郡史の著者は豊国造の一部に入つていたのであらうといわれている。

これ等の国造制は大化改新によつてなくなり、唐制による国郡制が施行されるが、その全国的に行き互る点については長時日を要したであらう事は一応肯ける。

国は大ききにより大國、上國、中國、下國に分け(大宝元年七〇)豊前、豊後共に上國であつた。従つて国司の員数は守一、介一、椽一、目一、史生三の割合になつていた。

國の下には郡があり豊後風土記によると大分郡(郷九)、日田郡(郷五)、玖珠郡(郷三)、直入郡(郷四)、大野郡(郷四)、海部郡(郷四)、速見郡(郷五)、国東郡(郷六)の八郡があり、豊前に於いては下毛郡(郷七)、宇佐郡(郷十)(和名抄)があつた(但し郷土関係のみ)。

國と同様に郡にも里数(後の郷)によつて大郡、中、下、小郡の四等に分れ各々郡司の員数が分れていた。里数は五十戸を以つて一行政区劃であるし、戸は房戸を包含している。

郡	郡司四等官	郡領	主政主帳	里数	備考
大郡	大領少領	一一三三〇〇一六			
上	一	一一二二二二以上			
中	一	八以上	宇佐郡、大分郡		
下	一	四以上	下毛、国東、日田、速見、大野、直入、海部		
小	領	二以上	玖珠郡		

右の表をみると宇佐郡が最も多く大分、下毛、国東、日田、速見、大野、直入、海部、玖珠の郡の順序になつてゐる。この事は前の古墳群や更に次の神社寺院の分布とも深い關係をもつてゐる事を知らなければならぬ。

参考の為に郡司を表にすると次の表ができる。

郡司一覽表 (大日本史、豊日誌、豊後国志等による)

年	月	郡	職名	氏名	摘要
		白鳳四任	速見郡領	日子物磨	
		不明	速見	日子市人	
		〃	〃	日子豊姫	
		靈龜二任	大野擬大領	土師諸恒	
		天平九、見	玖珠郡領	因前龍跡呂	
			主帳	生部宮主	
			日高(田)大領	日下部吉嶋	
			日高少領	日下部大國	
			日高主帳	日下部(欠)	
		天平三、九、見	下毛擬少領	勇山伊美麻呂	続日本紀
			(元位)		
		延暦四、正任	海部大領	海部常山	舞民ノ功ニヨリ叙外從五位下
		大同四任	直入擬大領	膳臣広雄	
		承和中	国東大領	吉弘侯竟麻呂	
			日田擬大領	大藏永弘	豊後国志
		嘉承元、六見	大分	膳伴家吉	白亀ヲ献ズ

上代の大分県

仁平中	国東大領	清原重直	豊後国志(伝承)
寛平三?	玖珠	矢野久兼	志手系図ニハ「(誰)肥後守」トアリ
〃中?	速見郡領	秀任	
天曆中?	〃	秀武	志手系図ニハ国崎郡司トアリ
長和五見	〃郡司	宗永	志手系図ニアリ
長曆三見	〃	永俊	志手
長元九・二見	日伯大領	大藏千員	宇佐大鏡
永承三、二見	〃	永明	〃
天喜二、八見	〃	俊道	志手系図ニアリ
康平中見	速見郡領	紀貞助	柞原文書
保延五見	大分平丸郡司	藤原貞助	柞原文書
永久三、見	日田大領	大藏永季	豊後国志
永久中見	速見郡領	紀俊宗	志手系図ニハ「両郡(速見国東?)ヲ治ム」トアリ
久寿中	〃	宗平	志手系図ニアリ
長寛三、〇見	宇佐郡司	漆嶋某	樋田文昌
文永九任	速見郡代	大神惟光	
弘安〇、〇見	国東郡司	紀念阿	永弘文書

この表には速見郡史、大分市史等も参考にしそれがないものを補つた。たゞ出典を明かにする事のできないものもあるし、伝承系図等により疑わしいものもあるが、将来の修正をまちたいと思う。

尙、国司については従来大日本史を踏襲しているが、豊後国司は渡辺澄夫教授によつて修正され又新に加えられたが（大分市史二二五頁）、豊前国司については未だそのまゝになつてゐる。愚生の調査によつても大日本史の国司を可成修正を加へているが、別の機会にまぢたい。

軍 團

律令制では諸國に軍事組織として軍団を設けた。その割合はおよそ四郡に一軍団の割合で設けられていた。豊前、豊後共に二団があつた事になる。二十一歳から六十歳迄のいわゆる正丁を徵發して軍事教練を行つた。平時は十番制で、番毎に十日宛上番したが、戦時になると幾つかの軍団が合体して、將軍がこれを指揮した（大塚史学会郷土史辭典等）。

豊前國の軍団の兵士は二千人、団は二団、豊後は兵士千六百人で二団になつてゐたが、弘仁四年に何れも一千人に定められた。そこで五百人宛の二ヶの軍団ができた（類聚三代格十八）。豊後の軍団はその場所も文和三年の大夫文書に出る戸次庄檀原村（大分郡東植田村大字且野原）と、弘安凶田帳にみゆる玖珠郡飯田郷の檀村であろうといわれている（渡辺澄夫氏「国府時代」大分市史所収）。

しかしこの制度は、兵士の食糧、武器等は自弁であり、班田農民には非常に重い課役であり、貧弱な軍隊でもあつたしこれ程大規模な軍隊を動かすこともなかつたし、その上国司

軍穀が私用に使役する事が多いというような弊害が生じた為に天平十一年（七三九）全国的に全廃し、同十八年には再び復活したが、延暦十一年（七九二）には九州と東北を残してあとは全部廃し、その代り健児（こんでい）をこれにかえた。

九州、東北に残したのは外敵にそなえる為であつた。

条 里 の 遺 構

令制では土地は国有であり、口分田として公民に班給する為に、条里制を施行した。が福岡・佐賀県は既に最も研究されて来た畿内地方と共に明かにされているが、大分県の場合には充分の研究をされていなかった。最近大分大学兼子俊一教授等により研究されているが、未だ十分の成果をあげていないといわれている（兼子俊一氏「大分県下の条里遺構」大分県地方史才四号所収）。

現在迄判明している分布については、大分平野、豊前平野、国東半島にその遺構がみられる。今、古文書の上に現われているものを整理してみる。

番号	部	郷庄	条	里	坪	年代	出典
七ノ一	分	在隈郷	南七条	田里	卅三坪	康保二、三、三	宮師僧仙照解
七ノ二	東	同	七条	田里	卅三坪	永安二、二、九	同
七ノ三	同	生石郷	同	田里	卅三坪	久安二、二、九	同
七ノ四	同	阿南郷	濱界	生石追下	卅三坪	六喜元三、二、九	同
七ノ五	同	都甲庄	冠山	田里	七坪	保延五、八	平丸那司藤原貞助寄進状
七ノ六	同	八坂下庄	(カ)	田里	七坪	建曆五、一、一	都甲弁濟使八多宛行状
七ノ七	同	石屋	田里	田里	二坪	(南北朝カ)	八坂下庄当知行並押領分坪付注文(秋吉文書)
七ノ八	同	出嶋	田里	田里	二坪		同
七ノ九	同	金浜	田里	田里	一坪		同
七ノ一〇	同	中間	田里	田里	一坪		同
七ノ一一	同	八代	田里	田里	一坪		同
七ノ一二	同	八坂下庄	田里	田里	一坪		同
七ノ一三	同	丸名	田里	田里	一坪		同
七ノ一四	同	野仲郷	田里	田里	一坪		同
七ノ一五	同	葛原郷	田里	田里	一坪		同
七ノ一六	同	江嶋別符	田里	田里	一坪		同
七ノ一七	同	野仲郷	田里	田里	一坪		同
七ノ一八	同	守末名	田里	田里	一坪		同
七ノ一九	同	六条八里	田里	田里	一坪		同
七ノ二〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ二九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ三九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ四九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ五九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ六九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ七九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ八九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九一	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九二	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九三	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九四	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九五	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九六	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九七	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九八	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ九九	同	玖津里	田里	田里	一坪		同
七ノ一〇〇	同	玖津里	田里	田里	一坪		同

右の表は大分市史及び兼子氏等従来の研究にも載っている分について新しく発見されたものを七ノ二号以下について書き加えたが田染庄にも一坪がある。殊に豊前の分の気づいたものを加えておいた。これで一応三地方における古文書の上における条里の遺構を知る事ができるが、残念ながら大分県に

おける場合の条里の数詞が多く残っていないので、これを復原する事が仲々困難であるとされている(前掲文)。
一〇号の江嶋別符とは宇佐郡長洲町柳ヶ浦区であり、同別符は元来辛嶋郷を本郷とした、加納的なものであり、宇佐大宮司宇佐公通によつて別府に立券されたもので、同時代に立

券された平田別符と合せて考えなければならぬものである。平田別符は高家郷を本郷として開發されたものである（宇佐大鑑）。

葛原郷は辛嶋郷の余戸を以つて形成された郷である（宇佐大鑑）。何れにしてもこの地方は白鳳の虚空蔵寺、法鏡寺の造立された地で、宇佐八幡成立の母体となる先進地であるが、地理的には宇佐川（駅館川）の洪積層丘陵の対岸で肥沃な平野である。

条里制は普通東西に六町の並行線と、南北に六町の並行線で区切り、東西の並行線を北より一条二条と数え、南北の並行線を西より一里二里と数え、何条何里と連称して六町四方の土地の位置を示し、里を更に一辺を一町毎に区切り三十六個の坪に分割し、坪を更に長辺六十歩短辺六歩、又は長辺三十歩短辺十二歩に矩形に十等分され、一段歩の面積を示し、前者を長地（ながち）形、後者を半折（はおり）形と称している。

文書に表われる墓田里とか黒田里とかいうのはその「里」であり、何坪と出てくるのは「坪」である。現在迄の研究によつて判明していることについては、その地方と数と角度と坪の区分の類型と復原の問題である。これ等をまとめてみると、次の表ができる。

地方	箇所	角度	地割	復原
大分平野	五	十二度西 十五度西	長地形（多）	未 大分市 大分郡
国東半島	三	十三度東 十度西	長地形（全） 長地形（多）	未 東国東 渡見東
豊前平野	一 二	十七度東 三十度東	半折（多） 長地（多）	未 宇佐 毛佐

この表によつてもわかるように、上代は水田地域が少なく、分散的であつたので大規模なものがなく下毛郡のものが最も大規模であるし、条里の方向も正しく東西南北をとつているものはない。更に一段宛に区切る坪の内部の類型としては長地形が最も多い。現在の所復原の最も可能性の多いのは、大分平野の条里であろう（前論文渡辺澄夫氏「大分市史国府篇」）。

宇佐八幡の進出

飛鳥、白鳳期の宇佐文化は遂に宇佐八幡宮の名の下に統一されて独自の宗教文化が成立した。八幡最初の宮は宇佐川（今の駅館川）の台地駅川町鷹居に造立されたといわれているが、宇佐の地に移つたのは神龜二年とされている（永弘文書）。これと同時に大神氏の根拠地深山八幡も同時に八幡神が祀られ、こゝで八幡神を守るその氏子婦化人とその氏子集団と接近していた豊後一円に勢力をもつ大神氏とはしきりに政府との交渉を始め、東大寺建立を前後として最もめざまし

い活動を示した。

しかし宇佐の旧氏族である宇佐氏はこれ等のことには余り参劃できず、神宮寺である彌勒寺を守る事によつて辛じて八幡神に結びついていた、しかし政府は宇佐氏に対しては、内心恐れをなしていたものゝ如く、年分度僧や封戸等を施入する事を忘れなかつた。

しかし宇佐氏の勢力は決して、これだけに満足する事はできず機会あらば、氏族制時代の旧勢力を挽回しようとする努力を決して忘れなかつたのである。

始め宇佐八幡の宮司は大神氏以外にはなれず宇佐氏は彌勒寺別当以外になれなかつたので、大神氏が余り策をろうして政府に対してこびる事にあきたらず、これを国司に奏して、宇佐公池守は遂に宮司になつたが再び少宮司にならねばならぬようにされた。しかし宇佐氏はそのみにあきたらず、彌勒寺は八幡神宮寺であるからというので、神護景雲二年には宇佐の氏神比咩神の神宮寺である中津尾寺を宮迫に建立した(続紀)。

こうして着々と優勢になる仏教を益々氏族の中にとり入れて仏が主で神に現われるという思想を作り出し、我国で始めての仏名たる八幡菩薩の名を現わしたのである。これこそ宇佐氏の仏教々々に於ける八幡神に対する勝利でなくてはならない。

従つて従来まで寺院と神社が別個の扱いとされていたのに對して始めて神仏一如の体制をとゝえた。これが貞観の石清水八幡宮であり、更に柞原八幡宮となり、又日田の大原八幡となる。上津八幡(神宮寺宝福寺)なのである。

こうなると宇佐の宮司(平安より大宮司)に対して石清水の別当、柞原の宮師という宮司と別当が合体する名を始めるのである。これは我国宗教史では注目しなければならぬ事である。(拙稿「八幡信仰と山岳宗教」宗教研究一四二号)

交 通

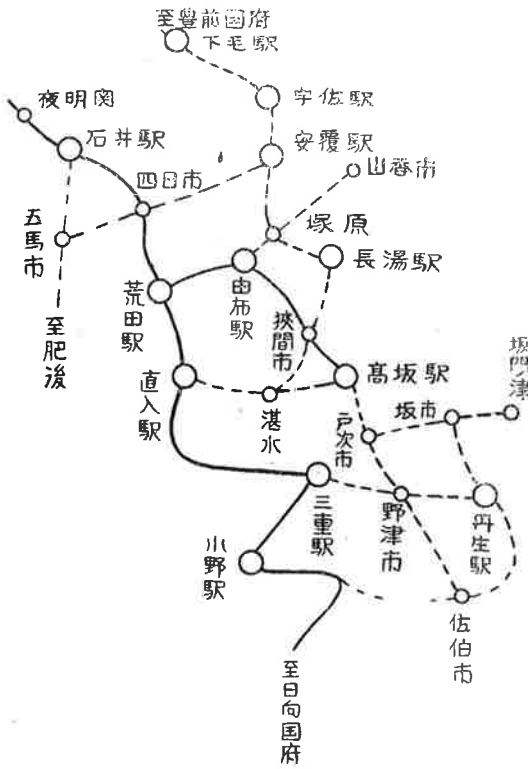
このように一方では中央集権による政府の樹立太宰府の成立、各地方に於ける国府の成立として地方出先機関が出来、天平十三年には国府の近くに国庁のみならず文化センターとして七重塔のそびえる国分寺、更に国分尼寺が出来た。豊後では古国府、賀集を中心とする府内文化の華が咲き、豊前では行橋に国庁国分寺、国分尼寺が造立されて華やかな天平文化の花を咲かせたが、中央集権政府の樹立には交通機関の整備が行われなければその実は上らない。律令時代の九州に於ける交通は太宰府を中心に国府を結んでいる。駅馬は事急なる時に用い、緩なる時は伝馬を用いた何れも官用である。令制の駅馬は大、中、小の三路に分け各々馬の配当率が異つてゐる。九州では太宰府を中心に国府と結び、

馬数

例

大 路 廿 山陽
 中 〃 十 東海道
 小 〃 五 太宰府管内

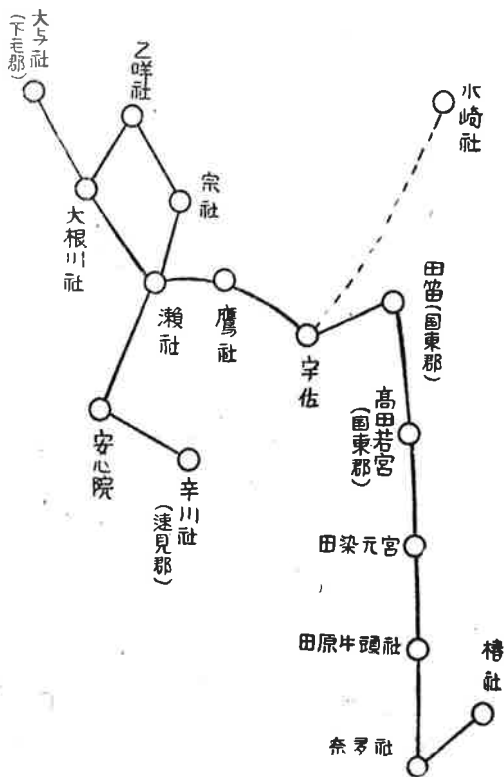
これ等の中心地を結ぶ、交通網が開かれて行く。これ等の交通網を結ぶ地点に駅を設け駅馬、伝馬が設けられた。こゝろみにその交通路をみると豊後では国府を中心に高坂駅を起



点にして縦横に交通路が開れるのである(大分市史)。この当時の交通路は必ずしも平坦部のみでなくなるべく直線コースをとっていた。これらの駅については色々の問題があり、何れも未だ決定的な研究がみられないようであるが、参考の為に篠田氏のものによりこれを図示すると次のようになる(篠田九万田大分県新誌五〇頁)。

この交通路は一応延喜式卷二十八によるものであるが、これを現在の地名に推定するには色々の問題がある。例えば安覆駅は豊前志では明かには比定されていないし、豊後の場合大分市史も他の諸説をあげている。

しかしてこの交通路とあわせて社寺の動きも極めて多くの諸問題を含んでいる。国の駅に対して大社の場合は神事によ



る交通路がある。例えば国東半島には駅がないが、その代りにこの地方には宇佐八幡という大社を中心とする神事の路がある。これを代表する最も大きなものは宇佐八幡行幸会である。宇佐八幡行幸会の駅は宇佐を中心に宇佐宮所領内の最も密接な関係の地に連結し、太宰府と国府を結ぶ駅と同じような機能を果している。即ち図示すると次のようになる。

行幸会は始め奈良時代には四年に一度か六年に一度宛行われ江戸時代初期まで続いた。更に平安時代になるとしばしば太宰府と往来しているし、又和氣氏が京都と宇佐を結んでいるが、平安中期には又宇佐神人がしばしば京都に強訴し、大阪の津についた記録もあるので海路を利用した事もうかがえる(百練抄等)。

いづれにしても宇佐と太宰府、宇佐と京都の交通の要衝に夫々八幡社が建立されている事もみのがしてならぬ事である例えば本州では長門の龜山八幡とか周防の朝倉八幡とか、京都の入口である山城の石清水八幡などがあり、豊後では直入の城原八幡とか日田の大波羅八幡とか、安覆駅の妻垣八幡、宇佐駅の郡瀬八幡、下毛駅の大貞八幡等はその交通路の近くにある事、又これ等駅伝の場所に古市などの市の地名のある事なども交通と古代市との関係のあとを注意しなければならぬ。

平安仏教

古来崇拜の対象となつていた日本の神祇は飛鳥時代以来仏教隆盛更に天平期を最隆盛期とする華やかな仏教文化はやがて反省の色が現われ始め、仏教思想にある権現信仰は漸く日本化し、奈良時代の終りから本地垂迹説などが起り、神々の靈験を強調するには仏菩薩の化現であると説明する方が有利となり、神名を菩薩と呼ぶようになった。

この点で最も早くみられるのは八幡大菩薩であるとされている(辻善之助日本仏教史)。宇佐では八幡大菩薩が現われると、まもなく比咩神を人聞菩薩と呼ばれ、人聞菩薩は平安以後御許山、六郷山、八面山等頗る多くの山岳仏教を起している(拙稿「八幡信仰の二元性性格」宗教研究一四四号)。

これ等の外豊前では山の仏教として最も有名なものに彦山があり、求菩提山があり桧原山がある。これ等の山の仏教は前者が宇佐系であるとすれば、これ等の山は帰化人系の僧侶による場合が多い。

これ等の山の仏教は更に大野郡では神角寺があり、大分県には靈山がみられる。これ等は何れも山の仏教として大きな伽藍を山上に建立されている。

丁度、京都に於ける比叡山、紀州に於ける高野山の如く中央の寺院と同様に平安時代の豊前豊後は最も多くの山岳仏教の栄えた地方でもあつた。その最も大がりの山岳仏教は六郷山であつた。六郷山は宇佐御許山を中心とする本山八・中山一〇・末山一〇・廿八寺を中心に建てられた最も大きい寺院であつた。

殊に奈良時代までは八幡宮は平地にあつたがこの時代以後に於いては山上に建立され、神宮寺と八幡宮が融合した形をとつているのもこの時代の特徴の一つである。

これ等の寺院の内部に於いてはその下部組織として坊が存

在し、神角寺の如きは坊中三百と伝えているが、これは果して信じてよいかどうか疑問である。普通の場合六坊とか十二坊とかいう数字が最も多く、これ等の坊中は各々独立の機能をもちながら、一山に連つていて、その坊の中に執行とか座主とか政所とか称する統制機能を果す坊があつた。

鎌倉以降になるとこれ等の寺院がだん／＼所領を失つて行く、坊を中心に師檀關係が山の周辺地帯に現われて来て、講座の如き集団が成立する。羽黒山等はこれを「霞」と呼んでいるが、こうなると坊は檀徒の宿坊的なものになり、多分に修験化して行つてゐる。

太宰府との交通

太宰府の起源は宣化天皇元年（五三六）那津の官家建置の時を以て始めたのだらうとされているのである（太宰府史料）。

その太宰府はいわば西海に於ける政府の出先機関である。従つて太政官は太宰府に、太宰府は匡司と結びついて行政機能を果していたが、宇佐八幡等は直接太宰府と或いは国府を通じて直結している。

宇佐宮の三國七郡の御封と称せられる封戸は天平十二年に二十戸、同十八年に三位に叙し位封四百戸を給ひ、天平勝宝二年には大神に封八百戸（新加三百八十戸）を給わり、二品比咩神六百戸を給わり百二十戸となり伊勢大神宮を凌駕した

。天平勝宝七年三月廿八日には神宣により封田を元に戻したので、又再び四百二十戸になつた。（宇佐大鑑）しかし間もなく旧に復したのであるうか。（この事は寛平元年の石清水文書と矛盾があるが）延暦十七年十二月二十一日（七九八）には大菩薩並比咩神封千四百十戸の封物は太宰府の府庫に納めしめてゐる（類聚三代格）。

従つて宇佐宮の封戸は伊勢の千三百三十戸を凌駕している事になつてゐる（大同三年、新抄格勅抄）。このようにして宇佐八幡の勢力は、海内第一の勢力を有していた。宇佐宮封戸の出納は太宰府が行つていたわけであるが、十年以後大同三年七月十六日は宇佐宮大菩薩比咩神の封物は太宰府の出納を停め、豊前匡司として出納せしめるようになってゐる（類聚三代格）。

これ等封戸はどのような地域にあつたかという事をみると

豊前匡 上毛郡、下毛郡、宇佐郡
豊後匡 国東郡、大野郡
日向匡 臼杵郡、児湯郡

に散在していたのである。（これ等の事については国史辞典「宇佐宮領」の説は誤つてゐるようである。）弘仁元年には太宰府に戒檀院が立てられたので宇佐彌勒寺も亦益々關係が深くなり、天長十年（八三三）十月廿八日には景雲六年八幡大菩薩の詔宣によつて一切経を写経したが、太宰府をして

朝廷はそれを彌勒寺に安置せしめた(類聚三代格)。

このようにして宇佐宮に対する朝野の信仰は高められたが、その神威による權威が高められるにつれて、封戸の直接支配が始まるとする。寛平元年(八八九)の石清水文書によると、封戸に府国使の入勘を停止している。こゝに新しい対宰府關係の緒がみられるが、又漸次封戸の庄園化を意味するものといわなければならぬ。それから百年後に於いて宇佐宮維持の爲に伊勢、春日等の如く社人の活動のめざましい展開がみられるようになってくる。その端緒は正暦五年(九九四)十月廿三日の太宰大貳佐理卿と宇佐宮社人の斗乱が始まり、政府は太宰府使等を任じその処分を決定しているが(日本紀略)これ等の問題の翌正暦五年には宇佐宮の謀により佐理は免職になり、先づ宇佐宮勢ナの勝利を示した(日本紀略百續抄)。次いで長保五年(一〇〇三)十一月には太宰帥平惟仲の苛酷を訴える爲に宇佐社人は参洛し、更に翌寛弘元年(一〇〇四)には更に命婦社人は陽明門に参入、帥平惟仲の非例を訴え、遂に翌年惟仲は太宰府で変死した(日本紀略)。

このような宇佐宮の対宰府政策は着々功を收め、宇佐宮の位置は全く、鎮西に於ける独立政府の態勢を整えるに至つた。

このようにしてこの事件以後に於ける宇佐宮莊園は着々立券されるようになって行くのである。つまり天平勝宝二年の

大神の位田八十町、比咩神の位田六十町、同年頃の公家の供田十二町の奉寄の地は筑前、筑後、肥後であるが、これ等の地が、十八ヶ庄に転化して行つたものである(宇佐大鑑)。

これ等の地が庄園化する契機は先の太宰府との交渉であるが、次の理由は皇室又は摂関家との接近であり、彌勒寺としては石清水八幡を本家的地位におこうとしてゐる事からもうなづける。これ等の事は九州管内に於ける他の庄園と同様である。長保五年(一〇〇三)の八幡大菩薩官司解をみても、装束料用物の公家の寄進であり、供物は両肥、両豊、筑後、日向であるに対して、国司の不例の姿を停止する事を要求している(石清水文書)のをみてもうなづける。

このようにして成立した十八ヶ庄は次の如くである。

国名	庄数	庄名
豊前	6	新開、角田、津隈、貫、到津、勾金
豊後	2	田染、石垣
筑前	2	繩別、椿
筑後	4	小家、守部、小河、御深(三深)
肥前	4	米多、赤目、大揚、大町

立券の年代をみると寛弘(一〇〇五年頃)が最も早く、豊前、到津庄と肥前大町庄があり、最も遅いのが筑前国小家庭のようであるが既に康和(一一〇〇年頃)以前には立券されていたようである。従つてこの百年間に非常な進歩があつたわけである。

然して宇佐宮庄園の最も拡大するのは、十八本庄の立券間に既にみられるのであるが、それ等の時代に大宮司は世襲化して宇佐氏の独占となり、宇佐公則・公相・公順・公基・公通の五代があるが、従来の大神氏を圧倒して完全に宇佐宮の独立した九州政權化が始まるのである。これ等の手段としては一開墾、二買得、三寄進、の三つの方法であつた。このようにして成立した庄園は莫大なものでこれを、表示すると次のようになる。

国名		郡名		郷名		庄名		別府		所	
豊前	豊後	日向	筑前	筑後	肥前	肥後	豊前	豊後	日向	筑前	筑後
8	5	5	3	2	2	3	10	6	4	2	3
10	5	3	4	2	2	7	3	2	3	25	7
1	4	2	2	7	3	10	6	4	2	3	25
2	3	2	3	5	5	8	2	3	2	3	25

このようにして宇佐宮の勢力は將に九州に於ける最も偉大なる勢力を得たのであるが、これを不完全ではあるが面積を表示すると次の表にみる如く、一一、二〇〇町余の庄園を有している。だがこの面積の算定は不完全なもので奈多八幡記録によると一万六千町となつてゐる。

余 4917
 余 2890
 1993
 235
 56
 869
 240
 11,200町余

前後 向 前後 前後
 豊 豊 日 筑 筑 肥
 豊 豊 日 筑 筑 肥
 計

平安文化

註 肥後国の伊倉別府は建久の面積は二四〇町とある(肥後国志)の
 で、一応これに従つた。
 本表は黒木重敏氏の表を修正した
 (史学研究四九号)

このように莫大な庄園經濟確立の爲には、どのような事が行われたであろうか。前述のように政治工作は勿論行われたけれども、又今一つ本庄庄園の成立期を中心とする宗教運動即ち八幡信仰の發展を見逃してはならない。特に政治工作が上部機構につらなる人に対して行われるが、下部組織庄民の意識の改造は行われなくてもよかつたのであろうかわれられはそれ等庄民に対する宗教運動としては八幡信仰より更に人聞信仰をあげなければならぬ。即ち人聞信仰は比咩神宮寺を中心とする信仰であり、大宮司宇佐氏の活動と共に影の如くこれ等の僧侶が大宮司と共に活動して行つた事を見逃してはならない。こうした結果が両豊、両筑、肥前に亘りたくに豊後の石仏文化、豊前の造像文化となつてゐる事を見逃す事はできない(拙稿「八幡信仰の二元的性格」宗教研究一四四号)。

その最も中心、それは中尊寺が東北の宗教的中心であつたようにこれ等の九州諸国の庄園の宗教的中心として即ち八幡人聞信仰の大本山として六郷山は存在価値をもつてゐた。

れ等の事と中尊寺が京都文化を入れたと同様に全国を風靡する阿彌陀信仰は、三昧堂壁面の寺院を要求した。かくて、六郷満山、中には富貴寺が建立され、伝乗寺と共に三昧堂が建立された。

こうした影響は各地に現われた。日田では日田郡司大蔵永季はその父永興の爲に延久三年永興寺を建立し（豊後國志）、真名野長者の名によつて大野郡三重には蓮城寺、海辺郡深田

には満月寺が造立されたものである。三重の蓮城寺の長者の墓は文字がきえてゐるが永仁の塔であり、人間文化の影響による国東塔の変形と思われる。大分郡では人聞作といわれる東植田高瀬の阿彌陀三尊や宇佐宮領大分郡勾別府の彌陀三尊も恐らくこの頃の作であろうと思われる。

(大分県教育研究所員)

郷土関係の入元僧

雪村友梅(宝寛真実禪師)

一山一寧の弟子、徳治二年十八歳にして

入元、元応元年帰朝、在留年數二二年、

帰朝後信濃、播磨、京都の各寺に歴任し

たが、豊後万寿寺にも居た。

物外可什(真照大定禪師)

元応二年入元、元徳元年帰朝、在留年數

九年。帰朝後延長寺才一座となつていた

のを大友頼尚に請ぜられて筑前崇福寺に

住し、後建長寺に出世した。

大朴玄素(真寛広慧大師)

元応中入元、元弘中帰朝、在留十三年。

帰朝後播磨の赤松氏に請ぜられ円応寺を開いたが、また豊州の崇祥寺に住した。

平田慈均

元応頃入元、帰朝して豊後崇福寺、京都

の普門院、東福・南禅寺等に歴任した。

鑑叟太古

元応頃入元、興国初帰朝して豊後の万寿

寺に住した。

中巖円月(仏種慧濟禪師)正中二年入元。

元弘二年帰朝、在留年數七年。帰朝後上

野、下総、相模の各寺並に豊後の万寿寺に

住し、後京都より鎌倉建長寺に歴任した。

本 礼

元徳元年入元、在留一年、豊後万寿寺の

席が缺けた時、国主大友氏の命により龍

山徳見を迎へる爲に入元した。

龍山徳見(真原大照禪師)

嘉元三年入元、正平五年帰朝。在留年數

四拾五年。一山一寧の法嗣。日本僧にし

て彼地の禪林に住した最初の人。帰朝し

て足利聖氏、直義の帰依を受け、南禅・

天龍寺等に歴任した。

独芳清臺

正平初入元、帰朝後、天龍寺に出世し、

後豊後大友氏に迎へられて万寿寺に住し、

大智寺を開いた。(立川)